

第 67 回 三朝町駅伝競走大会 補足事項

1 当日中止の判断について（要項 1 ページ第 5 項）

- ・ 午前 6 時に開催可否を判断。
- ・ 中止を決定した場合のみ午前 6 時 30 分（定時放送がある場合はその後）に防災行政無線で放送する。
- ・ 町外のチームについては代表者へ電話連絡すると共に、決定後、速やかに三朝町ホームページに中止の情報を掲載する（午前 6 時 30 分～午前 7 時頃アップ予定）。
→町内チームには個別の中止連絡は行わない

2 交通安全確保について（要項 3 ページ第 14 項）

- ・ コース走行中は、倉吉警察署警察官及び三朝町交通安全指導員の指示に必ず従うこと。
- ・ 先導車から後尾車の間は、チーム関係者の車両通行（応援等）は原則通行禁止（コース外の迂回路を通行すること）とする。（中継所含む。）
- ・ 道路横断などは、必ず誘導線に従って走行すること（ショートカット厳禁）。また代表者はこれを選手に徹底すること。

【特に厳守いただきたい区間】

① 第 6 区…三朝地内「三朝高原交差点」における横断【最重要！】

- ・ 歩道を最後まで走行すること（歩道途中で車道に出る行為は厳禁）
→一般車両と接触する危険性があるため
- ・ 路面の白線に沿って走行すること

② 第 8 区…大瀬地内「旧ローソン三朝温泉店跡地前」から「三朝町役場」まで間

※詳細は、別添資料「歩道を走行する区間について」を参照

3 中継所駐車場所・使用可能トイレ

今年度も、選手の輸送は原則主催者が手配するマイクロバスで行うこととするが、特別な事情がある場合の自家用車利用時駐車場は下表のとおり。

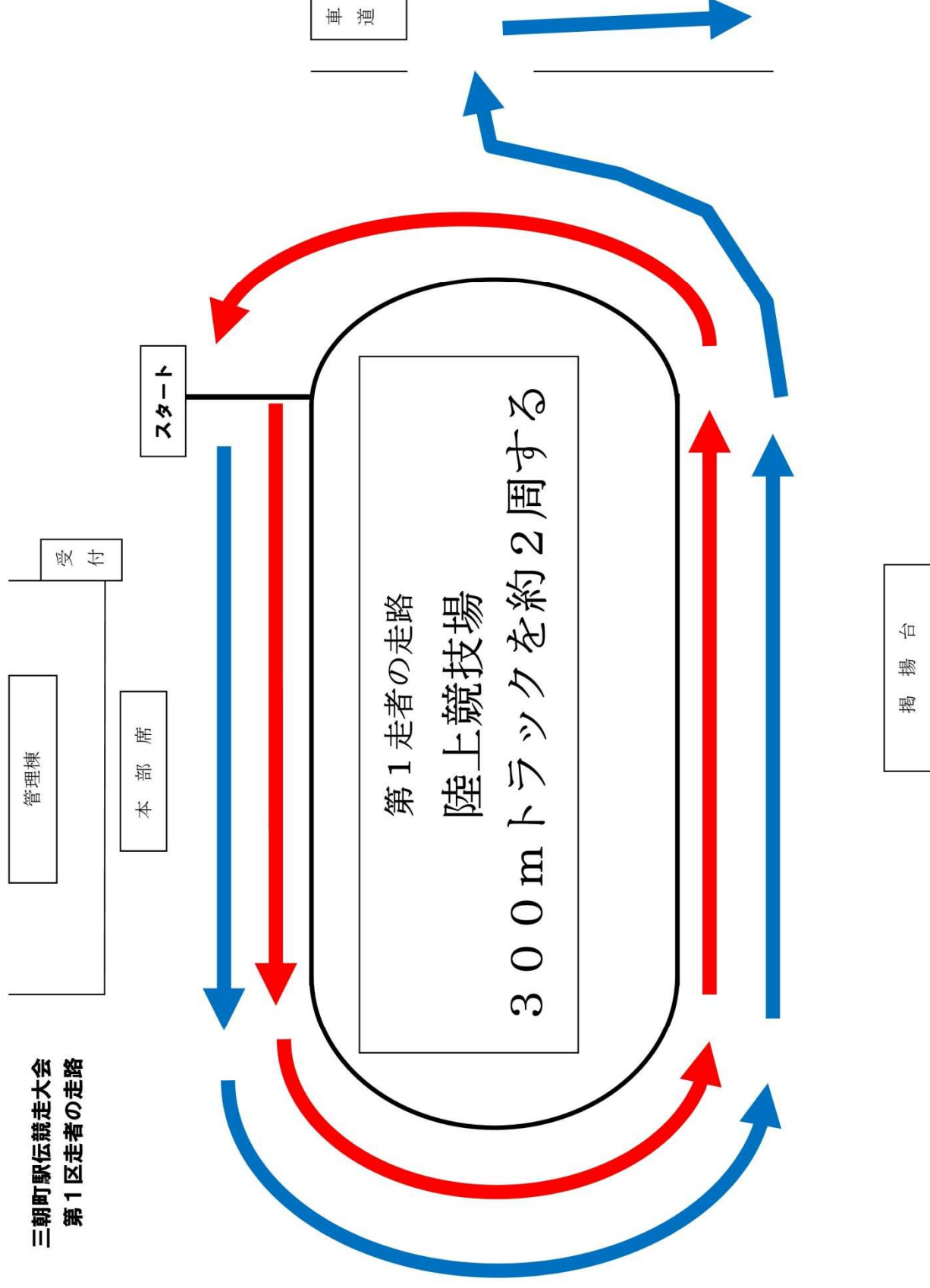
また、各中継所のトイレも同じく下表のとおり。

中継所	駐車場	トイレ
第 1 ・ 7 中継所	レスポワール	レスポワール
第 2 ・ 6 中継所	ブランナールみささ 立体駐車場 <u>3 階部分のみ</u>	恋谷橋側の公衆トイレ <u>(ブランナール入館不可)</u>
第 3 中継所	三徳センター	三徳センター
第 4 中継所	とちの館（建物奥に駐車場あり）	とちの館
第 5 中継所	旧東小学校駐車場	余戸公民館

4 その他（要項記載外の注意事項）

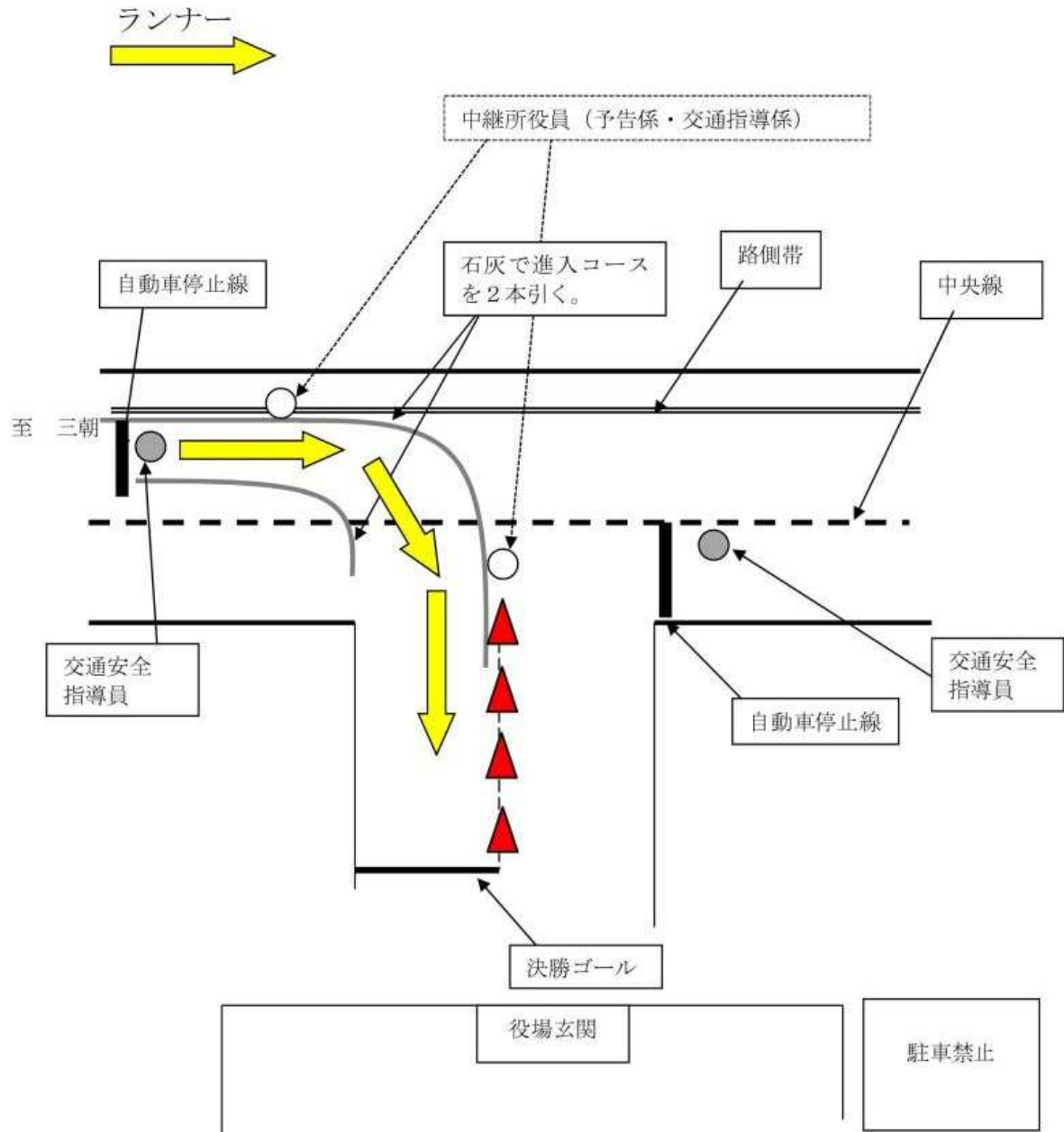
- ・選手点呼（コール）は通過予定時刻 30 分前に行うが、第 7 中継所については、第 1 中継所役員が業務を兼任するためコールは第 1 中継所用務終了後、役員が到着次第行う。
- ・要項記載（4 ページ「17 通過予定時刻」）のとおり「他部門との掛け持ち等でコール時刻に選手が不在になる等のやむを得ない場合は、「代理コール（代理人による対応）」を許可する。」が、円滑な運営の観点から、代理コールを行う場合は当日の受付時に申し出ること。
- ・スタートから公道、公道からゴールへの進入方法は別紙のとおりとする。
→必ず誘導線に従って走行すること（ショートカット厳禁）。また代表者はこれを選手に徹底すること。
- ・付添は各中継所 1 名のみとする（付添を示すゼッケンの着用は求めない）
→中継所の混雑及び交通事故防止のため厳守すること。
- ・チームで出したゴミは、全てチームで持ち帰り処分すること。特にマスクの置き忘れ、たばこのポイ捨て、ゴミの放置が無いように十分注意すること。
- ・チーム代表者及び選手は、大会要項及び本注意事項を熟読の上、厳守すること。
（三朝町体育協会ホームページに掲載）

三朝町駅伝競走大会
第1区走者の走路



三朝町駅伝競走大会 ランナー進入方法

○最終区のランナーは進入路に石灰で2本線を引くので、
その中を走り役場玄関前決勝に入ること。



歩道を走行する区間について

1 競技中は原則道路（車道）左側を走行するが、以下の区間は「歩道」を走ること。

区間	歩道走行区間
6 区 余戸集落 記念碑 ～ブランナールみささ	余戸集落入口と主要地方道鳥取鹿野倉吉線合流点 →三朝高原交差点（有楽前）
8 区 横手橋北詰 ～三朝町役場	横手橋北詰（旧歩道） →ローソン三朝温泉店前

2 「第6区走者」の注意点

（1）余戸から県道歩道への進入方法…矢印の方向に進入すること。



（2）三朝高原交差点における歩道から恋谷橋方面への横断経路

歩道の終点から右折すること。縁石をまたいで矢印より手前から右折することは厳禁とする。

（関連資料：別図のとおり）



(別図：三朝高原交差点における歩道から恋谷橋方面への横断経路)



【説明】

- ・ランナーは歩道を最後まで走行（黄色部分）。
- ・路上に示す誘導線及び現場の警察官、交通安全指導員に従って横断。



【説明】

- ・歩道の途中から車道に出ることは厳禁とする（毎年、これを守らないランナーが散見される）。
- ・歩道の途中から車道に出る行為は非常に危険であり、一般車両と接触する交通事故の可能性が高まる行為である。

3 「第8区走者」の注意点

(1) 中継所からの走行経路

旧歩道を走り、キュリー公園手前から現歩道に合流する。

【進入】



【合流】



(2) 歩道走行の終点

旧ローソン三朝温泉店跡地前から車道の左側を走行する。

